

12月定例教育委員会報告

1 開催日時

平成27年12月18日(水) 16:00～16:50

2 出席者

委員 永田 政信
松尾 洋子
江口 真由美
渡邊 敬
教育長 溝江 宏俊

事務局	教育次長	山下 健一郎	教育総務課長	西村 隆
	教育総務課参事 (小学校給食センター所長)	畑田 憲一	教育総務課参事 (新図書館整備室長)	松山 敬之
	学校教育課長	丹野 平三	学校教育課参事	橋口 智秀
	文化振興課長	富浦 保敏	社会教育課長	柳原 寅雄
	図書館長	鈴川 章子	教育総務課係長	内野 一嗣

3 議事結果

《議案》

第44号議案 大村市立小中学校管理規則の一部改正について

《協議・報告事項》

平成27年度大村市障害児教育支援委員会審査結果について

(学校教育課)

4 議事録

教育長	<p>ただいまから平成27年12月教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日の会議は、定足数に達しております。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題とします。</p> <p>原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>議事日程2、教育長報告を行います。</p> <p>12月2日から18日にかけて議会が開かれております。その中で市長の政治姿勢についての一般質問が出ておりました。教育委員会関係では、中学校給食センター、市民会館・子ども科学館、教科書採択、こども議会、一貫教育・校区割り、小学生の暴力、スクールセクハラ、土曜授業・土曜学習等について質問があり、それぞれ答弁をいたしております。</p> <p>他に、委員さんから、何かご報告はございませんでしょうか。</p>
教育長	他に無いようでしたら、第44号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
学校教育課参事	<p>大村市立小中学校管理規則の一部改正について、教育委員会の審議を求めるものです。</p> <p>改正の理由としましては、2007年6月27日に改正されました学校教育法によって、副校長、主幹教諭、指導教諭を小中学校に置くことができるようになりました。</p> <p>これまで長崎県としては指導教諭の配置はなかったのですが、平成28年度から特別支援教育の充実を目指して、特別支援教育の専門職として指導教諭を配置する方針です。</p> <p>そこで、大村市の学校管理職には、この職の位置づけがなかったものですから、今回改正を行いたいというものです。</p> <p>改正の中身については、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第14条の2に指導教諭を規定します。</p> <p>それから、第14条の4としまして、指導教諭の職務を規定するものです。</p> <p>あとは、それに伴い条番号がずれるものです。</p> <p>ご審議のほどをよろしくお願いします。</p>
教育長	ご質問はございませんでしょうか。
永田委員	指導教諭という職名は、以前からあったわけですか。
学校教育課参事	法律上は、ありました。
永田委員	選任は、どのようにするんですか。
学校教育課長	<p>先に導入されている主幹教諭と同様に、まず本人が指導教諭になりたいという申し出を、学校長経由で行います。</p> <p>そして、申し出を行った者の中から、書類選考によって県が指名することになります。選考試験は、特にありません。</p>

	ただし、今回は、特別支援教育の分野での指導教諭の配置になりますので、特別支援教育に精通した教職員の中からということになります。
永田委員	一般的には、全国では、通常の学校にも配置をされているのですか。
学校教育課長	学力対策のために、指導教諭を配置されている県もございません。 今回、特別支援教育の分野で指導教諭を配置していく背景には、通常学級の中に配慮を要するお子さんが増えている中で、そういう教職員を配置することによって、さらに特別支援教育の充実を図っていきたいという県の意図がございます。 ただ、今回は、全県で若干名の配置ということで、全市町に配置とはならないという説明でございました。
江口委員	指導教諭は、再任用の先生方は対象に入らないのでしょうか。
学校教育課長	今のところ県から説明はあっていませんが、おそらく現職の中からというのが原則になるのではないかと私どもは受け取っているところです。特別支援教育に精通した教職員となると、退職された先生方の中にもいらっしゃいますが、県からの説明では、文科省の研修等を受講した者、特別支援学級の担任の経験がある者等のいくつかの内規上の縛りがあるように聞いております。
永田委員	指導教諭が主幹教諭を指導することはないですね。
学校教育課長	ある学校に指導教諭が配置されたとして、県としては、そのエリア、例えば大村市の中で十分に活用してもらいたいと。 特別支援教育の研修会等で指導的な立場で講義をすとか、他の小中学校に行って、特別支援教育についての具体的な指導を行うような立ち位置になると聞いております。 エリアで活躍いただく人材になってくるということです。 主幹教諭とは、立ち位置が異なります。
学校教育課参事	主幹教諭は、校長、副校長、教頭を助けるとなっております。指導教諭には、その役割はございません。
教育長	ご意見は、ございませんでしょうか。
教育長	無いようですので、採決いたします。第44号議案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。挙手をお願いします。
全委員	はい。
教育長	定例会に附議する議案は、以上でございます。

◎自由討論として

永田委員から中学校給食についての質問等があった。

◎協議報告事項として

学校教育課長から平成27年度大村市障害児教育支援委員会審査結果につ

いて報告があった。

○次回以降の定例教育委員会開催の確認

1月定例教育委員会 1月20日（水） 13時30分～

教育長	これをもちまして平成27年12月教育委員会定例会を終了 します。16:50
-----	--